

国民健康保険に加入 しているかたへ

今月から国民健康保険税の納付が始まります

納期限内納付のお願い

7月中旬に「令和4年度国民健康保険税納税通知書」を送付します。国民健康保険税は、皆さんの医療費に充てる国民健康保険のたいせつな財源ですので、納期限内の納付をお願いします。

納期	納期限	納期	納期限
1期	8月 1日(月)	5期	11月30日(水)
2期	8月31日(水)	6期	12月26日(月)
3期	9月30日(金)	7期	令和5年 1月31日(火)
4期	10月31日(月)	8期	令和5年 2月28日(火)

未就学児（義務教育就学前の被保険者）の均等割額の減額について

令和4年度から未就学児の均等割額が5割減額されます。また、一定の所得以下の世帯に適用される均等割額の法定軽減に該当する世帯の未就学児については、軽減後の均等割額から更に5割減額されます。なお、一律に未就学児を対象とするため、申請は不要です。対象期間は、6歳に達する日以後の最初の3月31日までです。

世帯区分	令和3年度 均等割額 (未就学児減額適用前)	令和4年度 均等割額 (未就学児減額適用後)
軽減非該当世帯	37,800円	18,900円
7割軽減世帯	11,340円	5,670円
5割軽減世帯	18,900円	9,450円
2割軽減世帯	30,240円	15,120円

年金からの天引き（特別徴収）により納付するかたへ

対象となるかた

- 65～74歳（今年度中に65歳及び75歳に到達するかたを除く。）の世帯主のかたで、次の全てに当てはまるかた
 - 世帯主が国民健康保険に加入していて、世帯内の国民健康保険被保険者のかた全員が65歳以上75歳未満であること
 - 年額18万円以上の年金を受給していること
 - 介護保険料の特別徴収対象者で、国民健康保険税と介護保険料の合計額が、天引きの対象となる年金額の2分の1を超えないこと

- ※令和3年10月2日～令和4年4月1日に65歳になった世帯主のかたで、要件を満たすかたは、令和4年10月から年金天引きが開始されます。
- 年金天引き対象のかたで、口座振替で納付を希望する場合は、納付方法変更申出書を保険年金課に提出してください。ただし、これまでの納付状況などから変更が認められない場合があります（納付書払いへの変更は不可）。

7月中旬に送付する「令和4年度国民健康保険税納税通知書」の中の「年金給付月別税額明細書」をご覧ください。

今年度 75 歳になるかたへ

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料は重複しないように、あらかじめ月割で計算しています。なお、後期高齢者医療保険料の通知は75歳の誕生日以降に送付されます。

後期高齢者医療

今年度の保険料額が決定しました

7月中旬に後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付しますので、保険料額や納税方法をご確認ください。

保険料が軽減される場合があります

①同一世帯内の被保険者及び世帯主の令和3年中の総所得金額などの合計額が軽減判定基準以下の場合に軽減されます。

均等割額軽減割合	軽減判定基準（部分年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します。）	軽減後の均等割額
7割	基礎控除額（43万円）+10万円×（年金・給与所得者の数-1）	13,250円/年
5割	基礎控除額（43万円）+28.5万円×（被保険者数）+10万円×（年金・給与所得者の数-1）	22,080円/年
2割	基礎控除額（43万円）+52万円×（被保険者数）+10万円×（年金・給与所得者の数-1）	35,330円/年

②後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険の被扶養者であったかたの軽減額は、次のとおりです。

均等割額	5割軽減（後期高齢者医療に加入してから2年を経過する月まで） ※①均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。	所得割額	かかりません（負担なし）。
------	--	------	---------------

被用者保険とは…○全国健康保険協会（協会けんぽ）○各健康保険組合 ○共済組合 ○船員保険のことです。市町村国民健康保険・国民健康保険組合は対象となりません。

問合せ 保険年金課 ☎0480 (92) 1111
国民健康保険担当 内線142～144
後期高齢者医療担当 内線147・148

被保険者証（兼高齢受給者証）が8月から新しくなります

被保険者証の有効期限は7月31日（日）です。新しい被保険者証は7月上旬に世帯宛てに特定記録で郵送します。古い被保険者証は有効期限が過ぎてから、ご自身で破棄してください。
※国民健康保険税の滞納がある場合は、別途通知をします（相談受付有）。
滞納状況や相談内容により、短期の被保険者証や資格証明書が交付される場合があります。

次の場合は国民健康保険の脱退及び届出が必要です

○社会保険などに加入しているが国民健康保険被保険者証が届いたとき

社会保険と国民健康保険に二重加入していますので脱退の手続きをしてください。また、社会保険などに加入しているかたが国民健康保険の被保険者証で受診した場合の医療費などは、後日、市から本人に返還請求する場合があります。

○会社などを退職して、どの健康保険にも加入していないとき

原則14日以内に国民健康保険の加入手続きが必要です。手続きが遅れても、加入の日は、社会保険などの資格を喪失した日に遡ります。また、国民健康保険税も遡って賦課されるため、手続きが遅れると納付回数が減り、一度に納付する金額が大きくなります。なお、被保険者証がないと、その間に掛かった医療費は全額自己負担となります。国民健康保険に加入後に、申請により保険給付分が国民健康保険から支給されます。
※今まで勤務していた会社などの健康保険を任意継続している場合は、国民健康保険の加入手続きは不要です。

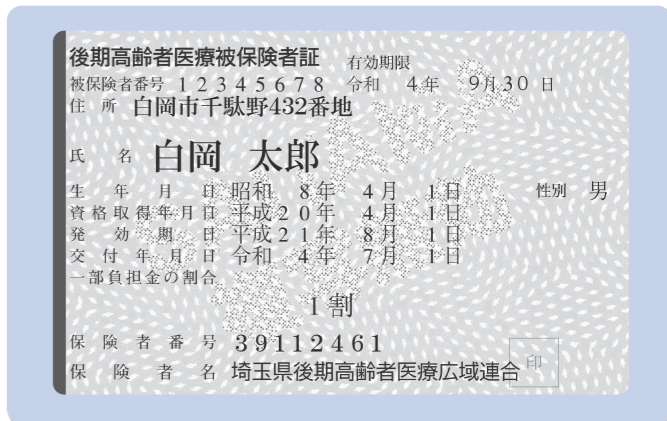
「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の更新

- 認定証の有効期限は7月31日（日）です。8月以降も認定証が必要なかたは、更新手続きが必要です。
- なお、申請は7月19日（火）から受け付けます。
- *世帯に所得の申告をしていないかた（16歳未満を除く。）がいると認定証の交付を受けられない場合があります。非課税所得のかたや税制度上の扶養に入っているかたも住民税の申告をしてください。
- *国民健康保険税の滞納がある場合は認定証の交付を受けられません。
- 医療費が高額になるとき
高額療養費制度により、申請をすることで自己負担限度額を超えた分が戻ります。また、医療機関などの窓口で被保険者証（保険証）と認定証を提示することで、1か月間の支払額が自己負担限度額までになります。
- *医療機関（入院・外来別）、薬局ごとの取り扱いですので、同月に複数受診がある場合は別途申請が必要となる場合があります。
- *保険外負担分（差額ベッド代など）や入院時の食事代は対象外です。

制度のお知らせ

被保険者証(保険証)及び限度額認定証を送付します

被保険者証及び限度額認定証の有効期限は、7月31日（日）です。今回交付する保険証の有効期限は8月1日（月）～9月30日（金）です。10月1日（土）からの保険証は、9月中に交付します（有効期限は令和5年7月31日まで）。また、新しい限度額認定証を8月以降も継続して該当するかたに送付します（有効期限は令和5年7月31日まで）。



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、保険税(料)の納付が困難なかたへ

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免などの申請ができる場合があります。詳しくは、国民健康保険税は、7月中旬に送付する納税通知書に同封されるチラシをご覧ください。後期高齢者医療保険料は、埼玉県後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。